

議案第18号

三朝町被災者住宅再建支援条例の一部改正について

次のとおり、三朝町被災者住宅再建支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町被災者住宅再建支援条例（平成13年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>三朝町被災者住宅再建等支援条例</u>	<u>三朝町被災者住宅再建支援条例</u>
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、 <u>指定自然災害</u> により住	第1条 この条例は、 <u>自然災害</u> により住宅に

宅に著しい被害を受けた者に、給付金（以下単に「給付金」という。）を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）指定自然災害 自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。

ア 鳥取県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害に係るもの

イ 町内で1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害に係るもの

ウ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の維持が困難になるもの又は町の著しい財政悪化を招くおそれがあるもの

（2）居宅 指定自然災害が発生した日
（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として町長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

（3）全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。

ア 鳥取県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 町内で1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

ウ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は町の著しい財政悪化を招くおそれがあるもの

（2）全壊世帯 自然災害（自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（町内に存するものであって、発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以

- イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯 (同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。) をいう。
- (5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合 (以下「被害割合」という。) が20パーセント以上のもの (前2号に掲げる世帯を除く。) をいう。
- (6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの (前3号に掲げる世帯を除く。) をいう。
- 2 前項第1号ア及びイの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯みなす。
- (1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯 (住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。) 2

内の親族その他これに準ずるものとして町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。) が全壊した世帯

- イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (3) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯 (前号イ及びウに掲げる世帯を除く。) をいう。
- (4) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの (前2号に掲げる世帯を除く。) をいう。

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以後に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる対象者（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対して交付するものをいう。以下同じ。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るもの）を除く。）の交付を受ける者を除き、町長が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。以下同じ。）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる支

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第1欄に掲げ

<u>援金の種類により当該各号に定める額以下とする。</u>	<u>る事業に対する同表の第5欄に掲げる交付額以下とする。</u>
(1) <u>被災者住宅再建等支援金 別表の第1欄に掲げる事業に対する同表の第5欄に掲げる交付額</u>	
(2) <u>被災者住宅修繕促進支援金 2万円</u>	

第2条 三朝町被災者住宅再建支援条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				200万円(単数世帯については、150万円)

(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅 (町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	2年	250万円（単数世帯については、187万5千円）
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円（単数世帯については、112万5千円）
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	2年	100万円（単数世帯については、75万円）
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円を限度とする。）

(8) 指定自然災害により損壊した擁壁 その他の町長が別に定める構造物であつて、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（町長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）
(9) (1)から(8)までに掲げるもののか、町長が別に定める事業	町長が別に定める期間	町長が別に定める世帯	町長が別に定める期間	町長が別に定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。